

令和2年度 重要事項説明書の変更について

ご利用契約時にお渡ししているお手元の重要事項説明書に基づく変更となります。

【令和2年4月より】

1. 利用料一割負担額の変更【項目4. 利用料金(1)の変更】

標準的な1月あたり自己負担額新旧

	新	旧	増減
要支援1	2,122円	2,091円	+31円
要支援2	4,088円	4,027円	+61円

※事業対象者の方は、週1回利用の場合は、要支援1の自己負担額、週2回利用の場合は、要支援2の自己負担額となります。

※上記の金額は、通所介護サービス費、各種加算項目を含む合計額です。(被爆者助成や減免制度等は含めていません。)

2. 食事に係る費用の変更。【項目4. (2)①の変更】

	新	旧	増減
食事に係る費用	600円	500円	+100円

3. キャンセルの取り扱いについて【項目4. (4)に付け加え】

項目	金額
(1) ご利用日の前日夜21:00までにご連絡をいただいた場合(日・祝日問わず)	無料
(2) 上記の時間までに連絡がなく、利用を中止した場合	600円

※欠席の連絡は必ず恵珠苑デイサービス(電話:095-828-1332)までお願いします。円滑なご利用に繋がるよう、ご家族のご協力もお願い致します。

4. 緊急時及び体調急変等における対応方法【項目7. 緊急時の対応の文言変更、(2)を追加】

(1) 通所介護利用時に、発熱その他の体調不良等が発生した場合、可能な処置を行いますが、看護師や主治医等の判断により病院受診が必要となった際は、当方にて病院へお連れしますので、ご家族様には病院での付き添い及びお支払等の対応をお願いします。

(2) ご家族様による付き添い等の対応ができない、もしくはご連絡が取れない場合、取り急ぎ当方にて受診対応を行いますが、下記の通り「付き添い料金」をご負担いただくこととなります。

項目	金額
病院到着後40分まで	2,000円
以降20分毎	1,000円

ただし、40分以内にご家族が対応できる場合はご負担いたしません。

5. 事故発生時の対応【項目 12. 文言の追加】

事業所内は、安全な環境作りに努めていますが、朝の問診やバイタル測定等で異常が認められない場合でも、ご高齢による体調不良やふらつき等によるつまづき・転倒事故等が起こることがあります

事故発生時における対応については、別紙「社会福祉法人優輝会 苦情・事故・個人情報相談解決体制図」及び「事故発生時における処理の流れ」の通りとします。なお、送迎時を含めたサービス提供中に、当方の明白な過失等が原因として認められる事故が発生した場合、速やかに損害賠償等の対応を行います。

改正日 令和 2 年 4 月 1 日

重要事項改正内容説明日 令和 年 月 日

令和2年4月1日からの重要事項説明書改正内容について、ご利用者に対して本書面に基づき説明いたしました。

事業所

【事業所名】 恵珠苑 指定通所介護事業所
【住所】 長崎市田上2丁目15番12号
【説明者】 役職名 生活相談員
氏名 川原 正明 印

私は、重要事項説明書の改正内容について説明を受け同意しました。

利用者
【住所】 _____
【氏名】 _____ 印

代理人
【住所】 _____
【氏名】 _____ 印